

「旧司法試験短答式問題と解説<平成19年度>」において〔 2〕の解答が、法務省発表の解答との間で食い違いがございましたので、解答・解説を下記のように訂正いたします。

〔No. 2〕正解 5 / 難易度 / 見解問題（複数） / 分類：3編6章2節

ア 明らかに誤っている。歴史的・伝統的・理念的背景を強調するのは、地方自治の保障を制度的保障と解する立場（制度的保障説）である。そして制度的保障説は必ずしもA説（二段階制立法政策説）を前提とするものではない。よって本肢は明らかに誤っている。

イ 正しい。二段階制立法政策説では「府県から地方公共団体たる性格を奪い、市町村だけを地方公共団体とすることにしても…ただちに『地方自治の本旨』に反するとして、憲法違反になるとはいえない」とされる。したがって、A説を前提とする以上、都道府県の枠組みを維持してかつその地方公共団体としての性格を奪うことも憲法上は許されることとなる。よって本肢は正しい。

ウ 明らかに誤っている。二段階制保障説のうち、都道府県・市町村という限定した二段階構造が保障されているとする立場は、都道府県制を廃止して道州制を導入することは違憲となるが、都道府県を新設する場合には必ずしも違憲になるということとはできない。よって本肢は明らかに誤っている。

エ 正しい。二段階制保障説のうち、都道府県・市町村という限定して二段階構造が保障されているとする立場は、歴史的背景を強調するとされる。よって本肢は正しい。

オ 明らかに誤っている。団体自治とは「国から独立した団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関により自己の責任において処理すること」を指す。そして仮に道州制を導入し、これを広範化する場合、地方公共団体の権限は強化されその自治は拡大されることとなる。したがって本肢は「団体自治という観点から許容されない」という点で誤っている。

したがって、明らかに誤っている肢はア・ウ・オであり、正解は5となる。

以上につき、野中ほか・憲法〔第4版〕348・352・353頁参照。